

学校いじめ防止基本方針

いじめの防止に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめが、児童の尊厳を著しく毀損し、かつ教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。(法第1条「目的」関連)

(いじめの禁止)

児童は学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。(法第4条「いじめの禁止」関連)

(学校及び教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、全教職員が組織的に対策を講じ、いじめの未然防止・早期発見対応・再発防止に努めるものとする。

いじめの防止・早期発見にあたっては、保護者・地域住民・関係機関との連携を図る。また、在籍する児童がいじめを受けていると思われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(法第7条「学校等の責務」関連)

1 目 標

- (1) いじめ問題に対する課題を明確にする。
- (2) 校長が中心となって、全職員が一致協力していじめ対策に取り組む。
- (3) 早期にいじめ問題を発見し、適切に対応できるように教職員の指導力向上に努める。
- (4) いじめを許さないという心の育成を図る。

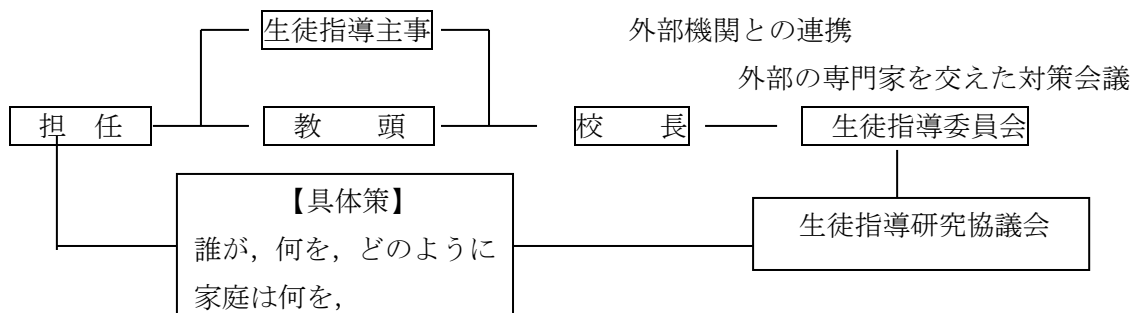
2 方 針

- (1) 校長が中心となって、全職員が一致協力していじめ・不登校対策に取り組み、校長は解決するまで責任をもって対応にあたり、関係者に説明する。
- (2) 学校での指導体制の整備を図り、チームを組んで指導にあたる。
- (3) 日常の教育活動を通して、児童の行動を観察し、適切な指導・援助を行う。
- (4) 「みんな元気？」などの定期的な調査を通して、いじめの早期発見に努める。
- (5) 悩みや要望を持つ児童に対して継続した教育相談を行う。必要に応じ外部の「カ

ウンセラー」や「心の相談員」の活用を図る

- (6) 教職員と児童の信頼関係を深め、いじめ・不登校に対する確に対応する。
- (7) 児童相談所をはじめとする関係機関や外部の専門家との連携を図る。
- (8) 生徒指導・特別支援研究協議会を定期的にもち、情報交換、研修に努める。

3 組織と役割分担



- ・ 生徒指導主事：いじめの実態調査の実施と集約、生徒指導協議会・ケース会議の開催、各担任との情報交換
- ・ 各担任：児童の生活状況の把握と指導、学級経営・授業の充実、家庭との信頼関係の醸成
- ・ 養護教諭他：保健室での教育相談、情報収集及び、情報の提供
- ・ 全職員：地域、各団体、機関からの情報収集
- ・ 教頭：いじめ防止対策に係る研修計画の立案、実施、保護者への啓発等

4 指導計画

月	指導の場	内容・方法	担当
4	生徒指導協議会	○ いじめ防止対策の推進・いじめに関する諸問題について共通理解を図る。	全職員
5	家庭訪問 生徒指導協議会	○ 児童の教育環境などを把握する。 ○ 児童理解 ○ 研修①	各担任 全職員
6	各学級 生徒指導協議会	○ QUテストの実施 ○ いじめ調査「みんな元気？」の実施 ○ 児童理解	各担任 全職員
7	各学級 生徒指導協議会	○ 夏休みを前にして (予防、防止の指導)	各担任
8	生徒指導協議会	○ 児童理解	全職員
9	生徒指導協議会	○ (前期の反省)	全職員

		○ 研修② ○ 児童理解	
10	各学級 生徒指導協議会	○ QUテストの実施 ○ 児童理解	各担任 全職員
11	各学級 生徒指導協議会	○ いじめ調査「みんな元気？」の実施 ○ 児童理解	全職員
12	各学級 生徒指導協議会	○ 教育相談 ○ 児童理解	各担任
1	生徒指導協議会	○ 児童理解 ○ 研修③	全職員
2	生徒指導協議会	○ 児童理解 ○ いじめ調査「みんな元気？」の実施	全職員
3	生徒指導協議会	○ (1年間の反省)	全職員
常時	防止対策の推進	○ 児童の観察, 情報交換と指導 ○ 教育相談, 学級での指導, 家庭への啓発, ○ 集会活動での全体指導, ○ 関係機関との連携	全職員 各担任 生徒指導

5 対 策

(1) いじめの予防・予防の方策

- ① 小さなサインを見逃さない。
- 個人のサイン
 - ・ 元気がない。
 - ・ 一人であることが多い。
 - ・ 忘れ物が多くなった。
 - ・ 一人で登校するようになった。 等
 - 集団のサイン
 - ・ 対象児童を指名するとみんなが笑う。
 - ・ 対象児童の机やいすを遠ざける。
 - ・ 対象児童に係活動などを押し付ける。 等
- ② 児童との交流を図る。
- 一人一人に公平に接する。
 - 雑談の機会を増やす。
 - 言葉かけを多くする。
 - 時間を見つけて一緒に遊ぶ 等

③ 日ごろの言葉を観察する。(意図的・計画的に)

○ 5分間面接の実施。

○ 「せんせいあのね」(今悩んでいること、困っていることなどを書かせる。)

(2) いじめの対応の方策

① いじめが予見または、認知された場合は、迅速な対応を行い早期解決を図る。

② 常に被害者の立場に立った対応を心がけること。

③ 全校を挙げた組織的な対応により、早期解決を図る。

④ 対応の段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで、継続的に対応すること。

段 階	組 織 対 応 の 要 点
事実把握	・ 正確な事実調査 ・ 全体像の把握 ・ 管理職へのすみやかな情報伝達(「報告・連絡・相談・確認」)
方針決定	・ ねらいの明確化 ・ 指導役割の分担 ・ 全職員の共通理解
指導支援	・ 被害者の心情理解 ・ 原因の把握 ・ 加害者への働きかけ ・ 被害者と加害者への指導
継続支援	・ 経過観察 ・ 再発防止 ・ 当事者保護者への継続的な働きかけ

⑤ 被害者と加害者両者の言い分をよく聞く。「傾聴」「共感」「受容」

(なるべく複数の教員で話を聞くようにする。)

⑥ 周囲からの情報収集。

⑦ 関係諸機関との連携。

6 その他

(1) 迅速で正確な報告・連絡に努める。

(2) 指導・援助の詳細については、学級経営誌に記録する。

(3) 必要に応じて放課後の校外指導を適切に行う。

(4) ネット社会の発展に伴いメールやオンラインゲーム等でのいじめの芽についても情報を集め、保護者に啓発する。

(5) 児童及び保護者に外部相談機関の情報を周知する。

○福島いじめ SOS ○ダイヤル SOS ○いじめ110番